

登録研修機関業務規程

事業所名	愛ライフ訪問介護研修センター	事業者番号	2320005
所在地	〒458-0005 愛知県名古屋市長区鳴丘二丁目 2808 番地		
連絡先 相談窓口	部署名	介護事業部	職氏名 藤本 友香
	電話番号	052-879-5575	FAX 番号 052-879-5578
	E-mail	master@ailife.co.jp	

1 研修について

研修事業名	愛ライフ訪問介護研修センター		
研修の目的	平成 24 年 4 月 1 日に施行された改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(以下介護福祉士法という)により、介護職員による喀痰吸引等の実施が制度化されたことから、事業所居宅等において、たん吸引等を必要とする者(特定の個人)に対して、医師・看護師との連携の下に、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成するため。		
実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
実施場所	① 講義	愛知県名古屋市長区鳴丘二丁目 2808 番地 愛ライフ訪問介護研修センター 会議室	
	② 実習	愛知県名古屋市長区鳴丘二丁目 2808 番地 愛ライフ訪問介護研修センター 会議室	
	③ 実地研修	各利用者様宅	
受講資格	訪問系サービス事業所の介護職員のうち、ALS 患者他(重度障害者に限る特定の利用者)に対して喀痰吸引及び経管栄養が必要な利用者様にサービスを提供する予定の介護職員であり、各利用者様に係る医師、訪問看護ステーションに協力していただける方。本研修のすべてのカリキュラムを受講できる方。		
受講定員	基本研修	名	実地研修 名

2 研修のカリキュラムについて

(1) 研修課程

	第1号研修	喀痰吸引及び経管栄養のすべて（不特定多数の者対象）
	第2号研修	喀痰吸引等のうち口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（不特定多数の者対象）
○	第3号研修	各喀痰吸引等行為の個別研修（特定の者対象）

※実施する課程に○を記載してください。

(2) カリキュラム表（参考様式 1-1～1-3）

(3) 研修講師一覧表（参考様式 3）

3 受講申込みについて

受講料	基本研修	講義・演習・筆記試験 30,000 円 ※喀痰吸引等研修テキスト使用 各自購入して下さい (別紙「喀痰吸引等研修のご案内」を参照ください) ※筆記試験の再試験がある場合 追加料金 2,000 円
	実地研修	実地研修 60,000 円 ※1科目 30,000 円、2科目以上は 60,000 円で行います (利用者様 1 人に対して) ※上記金額にて 1 科目につき最低 2 回実施します ※保険料も含まれています (三井住友海上損害保険 MS&AD に加入しています)
	その他	事務手数料 5,000 円
受講科目の一部免除	免除の有無 免除科目 対象者	以下の方については、研修の一部履修免除とする ① 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された 「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業 (特定の者対象)」の研修修了者→(履修の範囲) 基本研修

	<p>② 「平成 23 年度介護職員等によるたん吸引等の実施のために研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成 23 年 11 月 11 日障発 1111 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）→（履修の範囲）基本研修</p> <p>③ 「ALS 筋萎縮性側索硬化症患者の在宅療養支援について」（平成 15 年 7 月 17 日 医政発第 0717001 号 厚生労働省医政発第 0324006 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者→（履修の範囲）基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうち通知に基づき実施している行為に関する部分</p> <p>④ 「盲、聾、養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成 16 年 10 月 20 日医政発第 1020008 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等の実施者 →（履修の範囲）基本研修 ※基本研修を受ける必要はなく、その対象者に対応した実地研修を受講すればよい</p>
支払方法	指定期日までに指定銀行口座への振込
解約・返金	原則として入金確認後の返金は応じない
受講申込の手続きについて	必要事項記入の上、受講申込書を受付期間内に当事業所に郵送又は F A X で申し込む
受講者決定の方法について	受講申し込み用紙が届いた後、書類を確認の上、受講の可否を連絡する 受講決定については、通知書を郵送又は F A X にて連絡する

※別紙参照（三井住友海上火災保険株式会社）

4 受講にあたっての注意事項等

遅刻・早退・欠席の取扱いについて	遅 刻	原則遅刻は認めないが、事情により要相談
	早 退	原則早退は認めないが、事情により要相談
	欠 席	原則認めないが、やむを得ない場合補講受講による救済措置有
補講について	実施の有無	① ・ 無
	補講の方法	研修機関と講師にて日程調整を行い決定
	補講の費用	補講時間一時間 5,000 円

<p>評価方法について</p>	<p>基本研修(演習)評価</p> <p>研修受講者が、演習指導講師の指導の下、演習シュミレーター(吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル)その他演習に必要な機器(吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン等)を用いて、シュミレーター演習及び現場演習を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を修得していることを、演習指導講師が評価する。</p> <p>筆記試験評価</p> <p>筆記試験において、90点以上を合格とする。 90点に満たない場合は再試験を行う。</p> <p>実地研修評価</p> <p>研修受講者が、実地指導講師の指導の下、実地研修協力者の協力に基づき実地研修を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を修得していることを、実地研修指導講師が評価する。</p>
<p>修了認定の方法について</p>	<p>当該研修受講者が修得すべきすべての行為ごとの実地研修を実施した上で、「実地研修評価票」のすべての項目について、連続2回、実地研修指導講師の評価結果が「実地研修評価基準」で示す「1人で実施できる」になった場合において、研修修了の是非を判定し修了証明書を交付する。</p>
<p>受講の取消しについて</p>	<p>次に該当する者は、受講の決定を取り消す場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経歴、資格等、虚偽の申請があった場合 ・研修受講者としてふさわしくない行為があった場合

5 その他

<p>(1) 研修委員会の設置</p>
<p>医師、看護師(講師)、研修責任者で構成する研修委員会を設置し、定期的に会議を開催するものとする。</p>
<p>(2) 安全管理のための体制</p>
<p>実地研修の実施において、ヒヤリハット事例を蓄積し、研修委員会で、安全管理体制について協議する。また、基本研修(講義)時にも事例を紹介し、安全管理について注意を促し、介護職員等による喀痰吸引等の安全管理体制について促進する。</p> <p>また、実地研修において事故が発生した場合は、速やかに利用者様ご家族への連絡、指導を行っている医師・看護職員に報告し、適切な処置を行う。医師の指示書と利用者の同意書をもとに行う。</p> <p>当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、適切に保存する。</p>

(3) 業務に関して知り得た秘密の保持

基本事項

当事業所は、個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行う。

目的外利用・提供の禁止

当事業所は、都道府県に研修実施状況を報告する場合を除き、研修の実施に際して知り得た個人情報を研修目的以外のために利用し、又は第三者に提供しない。

複写、複製の禁止

当事業所は、受講生の承諾がある場合をのぞき、本受講生から研修のために渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は、複製しません。

秘密の保持

研修にたずさわる者は、研修実施に際して利用者様の個人情報を他人に漏洩を防止する様セキュリティ対策を講じます。業務を廃止した後においても、同様とする。

正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を保持する義務を負います。

(4) 研修の延期・中止及び苦情への対応

研修の延期・中止がある場合には、すみやかに受講生全員に電話・ファックスメール等の手段にて、連絡する。

苦情対応について

研修受講者よりクレームがあった場合、苦情受付担当者を設置し対応する。

苦情申し立てがあった場合、速やかに事実関係を調査し担当者が全過程を記録し、改善策を講じ、苦情申し立て者に文書にて報告する。

苦情窓口 担当者 藤本 友香
電話番号 052-879-5575

(5) 書類の保存について

関係書類の保存は、確実にかつ秘密が漏れることのない方法により行い、廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

業務廃止の場合

登録研修機関として廃業する場合は、修了者管理名簿を都道府県に引き継ぐものとする。